

案件名	越前市立地適正化計画(案)について
趣旨	本計画は、人口減少・少子高齢社会においても人口密度を保つことで、生活に必要な施設やサービスを維持し、安全で安心して住み続けられるまちを目指しています。 今回の改定では、頻発化・激甚化する災害に対し、より安全に安心して暮らせる居住エリアと、災害に対する防災の考え方を改めて示しました。 また、昨年3月に策定した第2期越前市都市計画マスタープランや現在策定中の越前市地域公共交通計画も踏まえ、改定します。
意見提出者数 (件数)	パブリック・コメント 21 件 ワークショップの意見 10 件 審議会等 14 件 議会 7 件 合計 52 件

3 章まちづくりの方針 基本方針①機能の集積や高度化を目指す3つの拠点の形成

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
1	3 章 P.2 (P.82) まちづくりの方針 基本方針① 機能の集積や高度化を目指す3つの 拠点の形成	パブリック・コメント (50 代)	災害にも強く、高齢者になっても段差がなく住みやすいマンションの建設を行政主導で行うことはできないか。 病院・買い物・駅が徒歩圏内で行ける立地に住み替えたいと思っている。 福井市にあるようなマンションが越前市(駅近)にあると、もっと効率よく人口が集中して行政サービスもよくなるのではないかと思います。	まちづくりの方針、基本方針①において、中心拠点(武生駅周辺)と地域拠点(あいぱーく今立周辺)は、都市機能が集積し、交通結節機能も備えているため、これらの既存ストック(資源)を有効活用しながら、まちなかへの居住誘導や地域生活に関するサービスの充実、生活環境の向上等を図るとしています。 また、マンションの建設については、居住施策を検討する際のご意見として承ります。
2	3 章 P.2 (P.82) まちづくりの方針 基本方針① 機能の集積や高度化を目指す3つの 拠点の形成	パブリック・コメント (40 代)	まちの人口密度を維持していく計画とあるが、中心拠点の人口減少が他の地域に比べ減少していると感じる。 まちなかには武生の歴史や文化、病院や駅等の多くの施設が残っているので、もっとまちなかに人が住めるような独自の対策が必要だと思う。	現在、定住化の促進を図るための支援制度において、中心市街地内は補助金の加算等を実施しています。今後もまちづくりの方針・基本方針①に基づき誘導施策を実施するなかで、中心市街地の定住化に努めてまいります。
3	3 章 P.2 (P.82) まちづくりの方針 基本方針① 機能の集積や高度化を目指す3つの 拠点の形成	パブリック・コメント (30 代)	まちづくりの方針では、中心拠点で既存ストック(資源)を活用しながらまちなか居住を誘導とあるが、昔は、武生駅周辺は、お店も多く賑わっていたけど、今は空き家や空きビルなどが増えているように思える。 越前たけふ駅も開業して、この先そちらがどんどん発展していき、まちなかの方は廃れていく一方なのではないか。	まちなかの開業支援として、お店を構える場合や空き家をリフォームする場合等に支援を行う制度を設けており、まちなかの商業活性化の推進に向けた取り組みを実施しています。 武生駅周辺は鉄道やバス、タクシー等の交通の結節点であり、アクセスがよく利便性が高いエリアとして、まちなか居住とあわせて、引き続き中心市街地のにぎわい創出に取り組んでいきます。

3 章まちづくりの方針 基本方針①機能の集積や高度化を目指す3つの拠点の形成

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
4	3 章 P.2 (P.82) まちづくりの方針 基本方針① 機能の集積や高度化 を目指す 3 つの拠点 の形成	パブリック・コメント (20 代)	R22年推計高齢化率が、武生駅周辺一帯では50パーセント以上と高くなっている。今後も武生駅周辺の空き家が増加していくことになると思うが、空き家に誘導するのか。	4章7ページの目指すべき都市の骨格構造、中心拠点（本庁舎周辺）の基本方針では、空き家・空き地等をまちなかストック(資源)としてとらえており、現在実施している居住施策や開業支援等と連携しながら、居住や店舗等として空き家の有効活用を図っていきます。
5	3 章 P.2 (P.82) まちづくりの方針 基本方針① 機能の集積や高度化 を目指す 3 つの拠点 の形成	議会一般質問 (令和 6 年 12 月 6 日)	越前たけふ駅周辺の土地利用について、計画に合った用途地域への変更について考えを教えて欲しい。	越前たけふ駅周辺のまちづくり方針は、民間と連携・協働により、需要動向に応じて段階的に誘致することで産業の集積を図るとしています。 現在、農業振興地域に指定されており、今後の企業や施設等の立地状況、具体的な需要動向に応じ、必要なタイミングで用途地域の設定を行っていきます。
6	3 章 P.2 (P.82) まちづくりの方針 基本方針① 機能の集積や高度化 を目指す 3 つの拠点 の形成	ワークショップ (令和 6 年 12 月 20 日)	まちなかの売買が進むような施策をしてもらいたい。これまで土地と建物の所有者が違っていることが多かったが、建物所有権を渡す人も多くなっている。その場合、建物が残るため、空き家の解体補助があると良い。	空き家の解体補助については、老朽危険空き家に対して解体補助を行っています。 まちなかの土地の流動化を進めていくためには、まちなかの街並みを残しつつ、狭い道路や土地を解消することが重要と考えており、そのためには、官民の役割分担のもと一団の空き地の活用を図ることが必要であると考えています。

3 章まちづくりの方針 基本方針①機能の集積や高度化を目指す3つの拠点の形成

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
7	3 章 P.2 (P.82) まちづくりの方針 基本方針① 機能の集積や高度化を目指す3つの拠点の形成 5 章 P.1 (P.93) 居住誘導区域の設定 5-1 居住誘導区域の設定方針	産業建設委員会 (令和6年12月12日)	越前たけふ駅周辺の土地利用について、農業振興地域では、にぎわい施設や商業施設が来てくれない。居住誘導区域の設定も含めて用途地域へ変更すべきではないのか。	用途地域の指定については、具体的な整備事業計画があれば、用途地域の指定も考えられますが、当該エリアについては、民間の活力を導入する中で農業振興地域の除外の手続きを行い、段階的に土地利用を進めていく方針です。このため、先行して用途地域の指定と居住誘導区域の設定は考えていません。
8	3 章 P.2 (P.82) まちづくりの方針 基本方針① 機能の集積や高度化を目指す3つの拠点の形成 5 章 P.1 (P.93) 居住誘導区域の設定 5-1 居住誘導区域の設定方針	越前市都市計画 審議会	越前たけふ駅周辺について、現在、居住誘導区域に含まれていない理由は理解できるが、将来的に考えると利便性が高い場所になるポテンシャルは高いところだと思う。コンパクトシティの考えがあるためにむやみやたらに誘導区域を広げる必要はないが、意識された方がよいのではないのか。	越前たけふ駅周辺については、今後の企業や都市機能の立地状況・需要動向等を踏まえながら、用途地域の指定とあわせて、誘導区域設定の検討をしていきたいと考えています。
9	3 章 P.2 (P.82) まちづくりの方針 基本方針① 機能の集積や高度化を目指す3つの拠点の形成	産業建設委員会 (令和6年12月12日)	越前たけふ駅周辺の土地利用について、特区制度の活用を考えられないのか。	民間活力を導入する中で、段階的に土地利用を進めていく方針であるため、当該エリアについて特区制度を活用する考えはございません。

3 章まちづくりの方針 基本方針①機能の集積や高度化を目指す3つの拠点の形成

基本方針③将来人口に見合った市街地規模の実現、市民による居住地選択の誘導

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
10	3 章 P.2, 3 (P.82,83) まちづくりの方針 基本方針① 機能の集積や高度化 を目指す 3 つの拠点 の形成 基本方針③ 将来人口に見合った 市街地規模の実現、 市民による居住地選 択の誘導	パブリック・コメント (ー 代)	新規の宅地開発ではなく、空き家の活用を 推進していくべきではないか。	基本方針①、③において、空き家や空き地等の既存スト ック(資源)の有効活用を図るとともに、新規の宅地開発 が行われる場合には居住誘導区域内へ誘導すること で、人口密度が維持できる市街地規模への緩やかな誘 導を図るとしています。 宅地開発の誘導だけでなく、空き家の有効活用も行う 中で、市民の方の様々な住宅ニーズに対し、居住地の選 択が可能となるように取り組んでいきます。
11	3 章 P.3 (P.83) まちづくりの方針 基本方針③ 将来人口に見合った 市街地規模の実現、 市民による居住地選 択の誘導	パブリック・コメント (30 代)	人口減少、少子高齢化が進む中、住居系 市街地の拡大は行わないとしているが、今 は核家族が多く、親世代と同居する家庭が 少ない。もともとあるコミュニティに入って いくのはなかなか難しく、新しく入った世帯 は地域との関わりが少なく孤立する。 新しく宅地開発したところに家を建てたい と考える夫婦が多くなるのではないか。	基本方針③において、新しい宅地開発を居住誘導区域 内へ誘導することにより、将来人口に合った市街地規模 の実現を図るとしています。 新しい宅地開発が行われる場合には届出制度を活用 し、居住誘導区域内の農地への誘導や各地域の空き 家、空き地が活用、再編されるよう取り組んでいきます。
12	3 章 P.3 (P.83) まちづくりの方針 基本方針③ 将来人口に見合った 市街地規模の実現、 市民による居住地選 択の誘導	議会一般質問 (令和 6 年 12 月 6 日)	新たな居住誘導区域を設定すべきではな のか。 民間資金による投資を促し、固定資産税、 法人・個人市民税の増収も見込める。	居住誘導区域の新たな設定については、考えていませ ん。理由としては、現在の居住誘導区域内の土地利用 現況は、人口減少に伴い空き家・空き地が増加している なか、多くの農地も残っているためです。 また、居住誘導区域外・用途地域外における宅地開発 は、固定資産税等の増収が見込める一方で、道路や上 下水道などのインフラ施設が増加し、今後の行政コスト の増大に繋がる恐れがあるためです。

3 章まちづくりの方針 基本方針③将来人口に見合った市街地規模の実現、市民による居住地選択の誘導

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
13	3 章 P.3 (P.83) まちづくりの方針 基本方針③ 将来人口に見合った市街地規模の実現、市民による居住地選択の誘導	ワークショップ (令和6年12月20日)	ハピラインふくいに新設されるしきぶ駅の周辺で開発の計画等はあるのか。	しきぶ駅の周辺整備は、駅前広場の整備はあるが、さらにその周辺で開発を行う計画はありません。 しかし、しきぶ駅周辺は居住誘導区域内で、農地が残っていることから利活用が進むよう都市計画の見直しを行っていく必要があると考えています。
14	3 章 P.3 (P.83) まちづくりの方針 基本方針③ 将来人口に見合った市街地規模の実現、市民による居住地選択の誘導 基本方針④ 各町内の地域コミュニティ等を単位とした生活圏の維持	ワークショップ (令和6年12月20日)	住宅補助制度は、居住誘導区域と関連するのか。また、区域外では活用できないのか。 造成する側も住宅補助制度が活用できる場所を選んで造成することになる。	現行の住宅補助制度と居住誘導区域は関連し、区域の内外で対象となる要件が異なります。 居住誘導区域外では、市外から転入する場合に、活用することができます。
15	3 章 P.3 (P.83) まちづくりの方針 基本方針③ 将来人口に見合った市街地規模の実現、市民による居住地選択の誘導	ワークショップ (令和6年12月20日)	市外からの移住者対象の補助金は、居住誘導区域外でもよいのか。	市外からの移住者に対しては、市内の多様な居住地を選択できるよう市内全域を対象としています。

3 章まちづくりの方針 基本方針④各町内の地域コミュニティ等を単位とした生活圏の維持

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
16	3 章 P.3 (P.83) まちづくりの方針 基本方針④ 各町内の地域コミュニティ等を単位とした生活圏の維持	ワークショップ (令和 6 年 12 月 20 日)	居住誘導区域外だと、下水道等のインフラが整備されない、除雪が行われないといった制限はあるのか。	居住誘導区域は、緩やかな居住の誘導を促していくものであり、建築やインフラ整備を規制・制限するものではありません。
17	3 章 P.3 (P.83) まちづくりの方針 基本方針④ 各町内の地域コミュニティ等を単位とした生活圏の維持	パブリック・コメント (20代)	居住誘導区域を設定し、市街地の人口密度の維持や、生活利便性を確保することは重要かと思うが、コミュニティ拠点(市街地の外)の産業、文化等が衰退していくことが考えられるがどのように対処していくのか。	居住誘導区域外の各町内の地域コミュニティ等について、住宅の取得やリフォーム等に関する各種支援制度と連携することで、維持を図ります。また、各拠点と地域を公共交通でつなぐことで移動手段を確保し、衰退を防いでいきたいと考えています。

4章 目指すべき都市の骨格構造

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
18	4章P.3 (P.87) 目指すべき都市の 骨格構造 4-1.(2)第2期越 前市都市計画マス タープランにおける 将来都市構造	越前市都市計画 審議会	コンパクトシティの構想では、地域から人 を集めると元の地域は都市的にも環境的 にも悪くなり、ますます崩壊状態になる。 今住む地域で生活している人はそのまま 生活するといった、地域みんなで力を合わ せていくべきだと思っていたが、災害対策 を講じないといけない地域があると分かっ た。	第2期越前市都市計画マスタープランで示している分散 ネットワークのまちづくりは、今住む地域で生活している 人は、そのまま生活していただき、その地域を公共交通で つなぎ、生活圏の維持を図っていくという方針です。 居住誘導区域は、強制的な移住や集積ではなく、ライフス タイルにあわせた住み替えや市外からの転入等の際の居 住地選択の一つとして示し、緩やかに誘導を図っていくこ とを目的としています。
19	4章P.6 (P.90) 目指すべき都市の 骨格構造 4-2 公共交通軸の 考え方	越前市都市計画 審議会	4章P.6 図各拠点・地域と公共交通ネット ワークのイメージ図(概要版 P.3)につい て、公共交通の凡例を記載したほうが分 かりやすい。	公共交通の凡例を追加します。
20	4章P.6～8 (P.90～92) 目指すべき都市の 骨格構造 4-2.公共交通軸の 考え方 4-3.目指すべき都 市の骨格構造	越前市都市計画 審議会	今回の立地適正化計画の改定のポイント に地域公共交通計画との連携があるが、 4章4-2.公共交通軸の考え方で反映され ているのか。他に地域公共交通計画が反 映されている箇所があれば教えて頂きたい。	4章P.8(概要版P.3)目指すべき都市の骨格構造にも地 域公共交通計画の内容を反映し、広域連携軸(新幹線・ 鉄道・路線バス)、地域交通エリア(市民バス・デマンド・ 自家用有償等)を示しています。 その他では、3章P.2(概要版P.2)まちづくりの方針、基 本方針2で「安全と安心を実感できる持続可能な公共交 通ネットワークの形成」として反映させています。

4章 目指すべき都市の骨格構造

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
21	4章P.6～8 (P.90～92) 目指すべき都市の 骨格構造 4-2.公共交通軸の 考え方 4-3.目指すべき都 市の骨格構造	越前市都市計画 審議会	4章 P.8(概要版P.3)の骨格構造について、交通網を示す大きい矢印(北西方面、南西方面の矢印)がかなり大きく強調されているように感じる。路線バスが走っているかもしれないが、実際にこれだけ利用者がいると誤認され兼ねないのではないか。	立地適正化計画では、軸として公共交通軸を捉えており、基幹的な公共交通軸の広域連携軸として広域路線バスを位置づけているため、このような表現となっています。
22	4章P.7 (P.91) 目指すべき都市の 骨格構造 4-3.目指すべき都市 の骨格構造	パブリック・コメント (20代)	中心市街地にもっとにぎわいが欲しい。 そのためにも空き家の活用や魅力的な施設を誘導してほしい。	目指すべき都市の骨格構造において、中心市街地は、中心拠点(都市機能誘導区域)と位置付け、空き家・空き地の有効活用、回遊性の向上、市内外との接続を図るとしています。 商業機能に対しては開業等に対する支援を実施しており、空き家・空き地の活用とあわせて、にぎわいの創出に取り組んでいきます。
23	4章P.7 (P.91) 目指すべき都市の 骨格構造 4-3.目指すべき都市 の骨格構造	パブリック・コメント (20代)	越前市は公共交通が不便。デマンド交通や自家用有償旅客運送等の新しい交通に取り組むことはいいが、いつも利用している人が使いやすいように運用してほしい。	越前市地域公共交通計画と連携し、公共交通軸の方針において、バス等の既存の公共交通とデマンド交通等の新しい交通手段を組み合わせ、利用ニーズに応じた移動ができる交通環境の整備を図るとしています。
24	4章P.7,8 (P.91～92) 目指すべき都市の 骨格構造 4-3.目指すべき都市 の骨格構造	越前市都市計画 審議会	居住誘導区域と働く場所をしっかりとむすぶことが必要だと思う。アクセス道路をしっかりと整備し、特に冬場における消雪施設の整備等を検討していただきたい。	アクセス道路等の道路ネットワークにつきましては、第2期越前市都市計画マスタープランで示しています。 消雪施設については、道路無雪化事業整備計画に基づき計画的に取り組んでいきます。

5章 居住誘導区域の設定 5-1 居住誘導区域の設定方針

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
25	5章 P.1 (P.93) 居住誘導区域の設定 5-1 居住誘導区域 の設定方針	パブリック・コメント (30代)	今後市内で住宅の新築を検討しており、 既存のコミュニティではなく、新しい住宅 団地を探している。 現在西地区に住んでおり、その近くで探し ているが、田や畑などがなく新たな住宅団 地ができるような土地がない。 居住誘導区域とは、どのような考えで設定 されているのか。	本市の居住地の特徴として、平地部に広がる市街地部 (用途地域)があり、その周辺及び山沿い、中山間地には 各集落が点在しています。 今回改定する立地適正化計画は、これらの居住地の中 でも主に市街地部(都市計画区域で建物の用途を指定し ている用途地域)において、より安全・安心して住めるエ リアを居住誘導区域として示しています。
26	5章 P.1～3 (P.93～95) 居住誘導区域の設定 5-1 居住誘導区域の 設定方針 3章 P.3 (P.83) まちづくりの方針 基本方針④ 各町内の地域コミュニ ティ等を単位とした生 活圏の維持	パブリック・コメント (50代)	本市には17地区があり、それぞれの地区 で、住み続けられるまちを目指し、まちづく りに取り組んでいってほしい。	立地適正化計画の居住誘導区域は法令や国の指針に基 づき、市街地エリアを対象として、より安全に安心して住 んでいただけるエリアを居住誘導区域として示していま す。 まちづくりの方針では、3章の3ページ基本方針④におい て「各町内の地域コミュニティ等を単位とした生活圏の維 持」とし、誘導区域を設定しない地域においても居住者の 利便性を確保し、地域コミュニティの維持を図るとしてい ます。
27	5章 P.1～3 (P.93～95) 居住誘導区域の設定 5-1 居住誘導区域 の設定方針	ワークショップ (令和6年12月20日)	用途地域が無指定の地域において、5件 以上の建物がある場合は居住誘導区域 にする等の基準はないのか。	居住誘導区域は、既存の市街地(用途地域)を基準に設 定しています。これは、人口減少社会において、市街地 (用途地域)を拡大させないという背景があります。 このため、用途地域が無指定の地域において、居住誘導 区域を設定する基準は設けていません。

5章 居住誘導区域の設定 5-2.居住誘導区域の検討

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
28	5章 P.4 (P.96) 居住誘導区域の設定 5-2.居住誘導区域の 検討 (1)土砂災害	ワークショップ (令和6年12月20日)	居住誘導区域の設定において、土砂災害も想定しているのか。	土砂災害も想定しています。 平成29年に本計画を策定した時から、法令や指針に基づき、含めることのできない区域は、除外しています。
29	5章 P.4 (P.96) 居住誘導区域の設定 5-2.居住誘導区域の 検討 (1)土砂災害	パブリック・コメント (30代)	土砂災害警戒区域について、土石流の警戒区域は防止対策が有る箇所を誘導区域に含むとされているが、防止対策が無く誘導区域から除外している区域はあるのか。	砂防・治山施設等の対策を計画、実施していない箇所については、誘導区域から除外しています。
30	5章 P.4 (P.96) 居住誘導区域の設定 5-2.居住誘導区域の 検討 (1)土砂災害	パブリック・コメント (20代)	土石流の範囲でも居住誘導区域内としているのか。	対策の有無や計画等を総合的に勘案して、原則としては含まないこととすべき区域とされています。急傾斜地や地すべりは含めていないが、土石流については、砂防・治山施設等の対策が取られている土砂災害警戒区域(イエローゾーン)は、居住誘導区域に含めています。
31	5章 P.4 (P.96) 居住誘導区域の設定 5-2.居住誘導区域の 検討 (1)土砂災害	越前市都市計画 審議会	福井県でレッドゾーンの解消に向け事業を実施しているが、完成してもイエローゾーンは解消されない。それでも誘導区域に含めているのは、家を建てる人も対策を行うためか。	土石流のイエローゾーンについて、砂防・治山施設等の対策が取られている場合は、ハード対策が行われていると捉えて、居住誘導区域に含めています。対策が取られていない箇所は、居住誘導区域に含めていません。
32	5章 P.5 (P.97) 居住誘導区域の設定 5-2.居住誘導区域の 検討 (2)水害	パブリック・コメント (40代)	P5 水害リスクの対応として、現実的な観点から浸水想定区域は居住誘導区域に含め、家屋倒壊等氾濫想定区域は含まないこととしていることは理解できるが、文章を読まないと分からないため、除外した区域を図でも示した方が分かりやすい。	5章 P.5 に記載の図の凡例に、除外区域を追記します。

5章 居住誘導区域の設定 5-2.居住誘導区域の検討

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
33	5 章 P.5 (P.97) 居住誘導区域の設定 5-2.居住誘導区域の 検討 (2)水害	パブリック・コメント (50代)	居住誘導区域にハザードマップの家屋倒壊危険区域を含めないことは理解できるが、現存する区域内の暮らしの安全をどのように図っていくのか。	9章4「防災まちづくりの将来像、取り組み方針の検討」の(2)防災まちづくりの将来像で、想定最大規模等のハザードに対しては避難所の確保や迅速な避難行動の促進、地域防災力の強化等、情報伝達や発信体制の整備等のソフト対策により「災害リスクの回避」と「災害リスクの低減」を図るとしています。
34	5 章 P.5 (P.97) 居住誘導区域の設定 5-2.居住誘導区域の 検討 (2)水害	ワークショップ (令和6年12月20日)	家屋倒壊等氾濫想定区域は、すべて除外しているのか。	家屋倒壊等氾濫想定区域は、居住誘導区域からすべて除外しています。
35	5 章 P.5 (P.97) 居住誘導区域の設定 5-2.居住誘導区域の 検討 (2)水害 9 章 P.3～5 (P.125～127) 災害に対する防災 の考え方 9-2.災害リスクの分析	ワークショップ (令和6年12月20日)	土地の売買時にハザードマップを添付する必要があるが、売れ行きに影響がある。 ハザードマップの危険な区域等は自治体で作成しているのか。	浸水深や家屋倒壊等氾濫想定区域等の危険な区域は、河川管理者である福井県が浸水想定区域図として作成しています。 ハザードマップは、危険な区域に加えて避難所等の防災情報を記載し、市が作成しています。
36	5 章 P.5 (P.97) 居住誘導区域の設定 5-2.居住誘導区域の 検討 (2)水害 9 章 P.3～5 (P.125～127) 災害に対する防災 の考え方 9-2.災害リスクの分析	越前市都市計画 審議会	何に基づいてハザードマップが作成されているか。	ハザードマップについては、令和元年に福井県が策定した想定最大規模(1000 年確率降雨)の浸水想定区域図に基づいて、越前市が避難所や避難経路などを落とし込み、令和3年に洪水ハザードマップを作成しています。

5章 居住誘導区域の設定 5-2.居住誘導区域の検討 5-3.居住誘導区域の設定

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
37	5章 P.5 (P.97) 居住誘導区域の設定 5-2.居住誘導区域の 検討 (2)水害 9章 P.16 (P.138) 災害に対する防災 の考え方	ワークショップ (令和6年12月20日)	家屋倒壊等氾濫想定区域は、いつ設定されたのか。	令和元年に、福井県が想定最大規模降雨(1,000年確率)を対象とした浸水想定区域図を作成した際に設定されました。
38	5章 P.5～6 (P.97,98) 居住誘導区域の設定 5-2.居住誘導区域の 検討 (2)水害 (3)工業系用途地域	越前市都市計画 審議会	住居系用途地域のうち武生地区南側を居住誘導区域から今回外した理由は何か。 北日野地区の一部を居住誘導区域から除外した理由は何か。	武生地区南側は、家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれるため今回除外しています。 北日野地区は、準工業の用途地域で、幅広い建築が可能です。土地利用としまして住居利用ではなく、業務や工場の利用が図られているため、居住誘導区域から除外しています。
39	5章 P.5 (P.97) 5-3.居住誘導区域の 設定 (水害)	パブリック・コメント (30代)	都市機能誘導区域・居住誘導区域から外れることにより、不動産価値が下がる等の影響はあるのか。	居住誘導区域は規制や制限をかけるものではなく、インセンティブを与えることによって緩やかな誘導を促すものであるため、直ちに下がるものではありません。
40	5章 P.8 (P.100) 居住誘導区域の設定 5-3.居住誘導区域の 設定	越前市都市計画 審議会	居住誘導区域を設定した場合に発生する効力や優遇措置について教えて欲しい。	居住誘導区域に法律的な規制や制限はございません。しかしながら、居住誘導区域外で一定規模以上の建築や開発行為を行う場合に届出をしていただく必要があります。優遇措置については、居住施策にて、居住誘導区域内を対象要件としている補助制度があります。

9章 災害に対する防災の考え方 9-2.災害リスクの分析 9-5.具体的な取組みとスケジュールの検討

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
41	9章 P.12, 16, 19 (P.134, 138, 141) 9-2.災害リスクの分析	議会一般質問 (令和6年12月6日)	災害リスクのある地域に立つ住宅は、何件ぐらいあるのか。	1,000年確率の降雨を想定した水害で、家屋が流出・倒壊する恐れのある家屋倒壊等氾濫想定区域内の住宅数は、約3,000棟で、全体の10%です。 浸水により垂直避難が困難な住宅数は、建物の高さや浸水の深さが、約11,000棟で全体の約38%です。 土砂災害は、約1,600棟で全体の6%です。
42	9章 P.29, 30 (P.151, 152) 9-5.具体的な取組みとスケジュールの検討	産業建設委員会 (令和6年12月12日)	治水対策の推進に記載されている、河川の体積土砂の浚渫について、浚渫計画はどのように計画しているのか。	河川断面の阻害状況や周辺の家屋連坦の状況等の現地確認を行い、優先順位を決めています。
43	9章 P.29, 30 (P.151, 152) 9-5.具体的な取組みとスケジュールの検討	パブリック・コメント (20代)	居住誘導区域の中には田んぼも含まれているが、その田んぼが新規の宅地開発で埋まった場合、治水能力が低くなり小さい川や水路が溢れる可能性がある。 そのためもっと居住誘導区域や用途地域を狭めたほうがいいのではないのか。	一定規模以上の宅地開発については、都市計画法と条例に基づく手続きにおいて、溢水対策として、水路や河川への影響を考慮した調整池を設けるよう指導を行っています。
44	9章 P.29, 30 (P.151, 152) 9-5.具体的な取組みとスケジュールの検討	パブリック・コメント (30代)	住宅が密集しているとされている区域も居住誘導区域としているが、これ以上の密集はよくない等の基準は無いのか。	密集している場合、延焼による大規模火災による被害が生じる恐れがあります。木造、非木造、不燃化対策の有無等、建物の構造等も関係します。 密集することがよくないという基準はありませんが、危険性を表す基準・指標は、国が示しています。
45	9章 P.29, 30 (P.151, 152) 9-5.具体的な取組みとスケジュールの検討	パブリック・コメント (20代)	近年自然災害が頻発化、激甚化する中で、居住誘導区域は本当に安全に安心して暮らせるのか。	居住誘導区域内は、災害リスクを考慮し設定していますが地域によって何らかの災害リスクを抱えています。第9章に示している防災・減災の取り組みを行政・市民・民間それぞれが、実施していくことで、安全安心に暮らしていくことにつながると考えています。

9章 災害に対する防災の考え方 9-5.具体的な取組みとスケジュールの検討

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
46	9章 P.29,30 (P.151,152) 9-5.具体的な取組みとスケジュールの検討	パブリック・コメント (20代)	今回見えてきた課題(避難所の配置や緊急輸送道路の迂回路設定等)を一つずつでも解決していったほしい。	明らかになった課題は、地域防災計画をはじめとする関連計画と連携を図りながら取組んでいきたいと考えています。
47	9章 P.29,30 (P.151,152) 9-5.具体的な取組みとスケジュールの検討	パブリック・コメント (40代)	P26 中心拠点などにおいて、浸水深が3m以上になる区域があることには驚いた。そこでP29にある防災の取り組みは、たいへん重要であるため、具体的に進めてほしい。	地域防災計画をはじめとする関連計画に基づき、関係する行政機関や施設管理者、民間企業、地域団体等と連携を図りながら取組みを進めていきたいと考えています。
48	9章 P.29,30 (P.151,152) 9-5.具体的な取組みとスケジュールの検討	越前市都市計画 審議会	9章 P.26,27 で示されている課題については、どのように対応していくのか。	具体的な取り組みについては、9章 P.29,30(概要版 P.3)に記載しています。課題記載の番号に対して、取り組み内容や出展計画を記載しています。防災部局と連携し、取り組んでいきます。
49	9章 P.29,30 (P.151,152) 9-5.具体的な取組みとスケジュールの検討	越前市都市計画 審議会	地震対策として、道路啓開が問題となっている。能登半島でも道路が塞がってしまったこともあり、福井県では、道路啓開計画を策定中である。越前市でも該当する箇所があるため、確認いただきたい。	地震時における緊急輸送道路の閉塞解消(福井県域道路啓開計画)については、地域防災計画等の関連計画の見直し時に参考にします。
50	9章 P.29,30 (P.151,152) 9-5.具体的な取組みとスケジュールの検討	越前市都市計画 審議会	9章9-4.防災まちづくりの将来像でハード・ソフト対策の両方を頑張っていく姿勢はよいと思うが、個人的に美しいまちづくりや景観にこだわりがあるので、グリーンインフラといった視点を入れると都市計画マスタープランとの整合性が図られるのではないかとと思われる。	治水対策の推進の具体的な取り組みの中で「施設整備や維持管理においてグリーンインフラに取り組む」ことを追記します。

その他

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
51	—	越前市都市計画 審議会	都市計画マスタープランや地域防災計画等の整合性という観点で、関連計画にはどのように反映させていくのか。	各計画の見直しを行う際に反映させていきます。
52	—	産業建設委員会 (令和6年12月12日)	立地適正化計画は、5年毎に見直しを行うのか。	都市再生特別措置法において、おおむね5年毎に調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認められるときは、立地適正化計画及びこれに関連する都市計画を変更するものと定められています。